

構造改革特別区域の第 25 次提案等に対する政府の対応方針

平成 26 年 10 月 27 日
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域法第 3 条第 3 項に基づき、平成 26 年 3 月 14 日から 4 月 14 日までの間、内閣官房は、構造改革特別区域に係る第 25 次提案を募集し、それぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの構造改革特別区域の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁において今後前向きに検討を進める」とされた規制改革事項等についても検討を行った。

さらに、総合特別区域法第 11 条に基づく「国と地方の協議会」において協議された新たな規制の特例措置等のうち、構造改革特別区域制度を活用することとされたものについても検討を行った。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、構造改革特別区域の第 25 次提案等に対する政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 新たに構造改革特別区域において講じるべき規制の特例措置

構造改革特別区域の提案及び総合特別区域における「国と地方の協議会」における協議の結果を検討し、新たに構造改革特別区域において講じるべき規制の特例措置は、別表 1 のとおりとする。

2. 全国において実施する規制改革事項

構造改革特別区域として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等は、別表 2 のとおりとする。

3. 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別表 3 のとおりとする。これらについて、関係府省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回、新たに講じるべき規制の特例措置等の対象とならなかったものについて、全てを今後の検討対象としないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて、実現するためにはどうすれば良いかという方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特別区域において講じるべき規制の特例措置〔A分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
108	<p>搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業における実施基準の変更(保安要員要件の緩和)</p>	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 「「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」に係る特例措置について」(平成24年警察庁丁交企発第177号、丁規発第92号)</p>	<p>実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準を変更して、実証実験を行う際に配置することとされている保安要員として、搭乗型移動支援ロボット(実証実験において既に使用され、搭乗している者が保安要員としての業務を安全に行えるものに限る。)に搭乗した者を配置することを可能とする。</p>	<p>警察庁</p>
1228	<p>通訳案内士以外の有償ガイドに係わる規制の緩和</p>	<p>通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第36条</p>	<p>現行の通訳案内士法では、通訳案内士試験に合格し、都道府県に登録した者が通訳案内士となる資格を有することとされているが、認定を受けた構造改革特別区域計画に基づき、地方公共団体が行う当該地域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し、「地域限定特例通訳案内士(仮称)」として登録された者については、通訳案内士法の規定を適用しないこととし、当該区域内において、報酬を得て通訳案内を行うことを業とすることができるものとするよう措置を講ずる。</p> <p>【平成26年5月19日付構造改革特別区域推進本部決定で「関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成26年度中」とされていたもの】</p>	<p>国土交通省</p>

別表2 全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等〔B-1、B-2分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-142	保育所入所要件の見直し	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項及び第39条 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条</p>	<p>子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の認定の基準については、現行の児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)で定めている「保育に欠ける」要件についてパートタイム等を含む就労や、求職活動、就学等を含めることにより、その範囲を拡大する子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)を制定した。</p> <p>【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成21年2月27日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成21年中に結論」、平成21年11月12日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成23年度中に実施できるよう結論」、平成24年12月11日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「子ども・子育て関連3法の本格施行時※子ども・子育て関連3法の本格施行時期は、消費税10%引き上げ時期(平成27年10月)を踏まえた上で政令で定めることとされている。」と改めて設定したもの】</p>	平成27年4月1日施行予定	厚生労働省 内閣府

別表2 全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等〔B-1、B-2分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
12-107	小学校における児童用階段の基準の合理化	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第23条	<p>小学校における児童用階段の基準の合理化の観点から、建築基準法施行令第23条(階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ寸法及び踏面の寸法)の改正及び平成26年国土交通省告示第709号(建築基準法施行令第23条第1項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件)の制定により、両側に手すりを設ける等の措置を講じた小学校の児童用階段については、階段のけあげ寸法を18センチメートル以下(改正前は16センチメートル以下)とすることができるよう措置した。</p> <p>【平成24年8月21日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項」として措置区分され、平成26年5月19日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成26年度早期に結論を得るとともに、速やかに措置を講じる。」とされていたもの】</p>	平成26年6月27日公布7月1日施行	国土交通省
1318	特定外来生物(植物)の運搬に係る運用整理	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第4条	<p>特定外来生物の植物を防除する場合に逸出防止措置を講じた上で処分のために移動させる行為は法第4条の運搬には該当しないとする通知を、平成26年10月頃を目途に発出する予定。</p> <p>【平成26年5月19日付構造改革特別区域推進本部決定で「関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成26年度前半(予定)」とされていたもの】</p>	平成26年10月 目途	環境省

別表3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1008	生産森林組合の施業の委託要件に係る制限の緩和	<p>森林組合法第93条、第95条</p> <p>森林組合法の運用について第2の1、2(昭和53年9月14日付け53林野組第175号林野庁長官通知)</p>	<p>生産森林組合の施業委託の緩和については、生産森林組合制度の趣旨及び森林組合制度全体との整合性などを整理した上で制度の見直しを検討する必要があることから、本年度末開始予定の「森林・林業基本計画」の見直しの中で、生産森林組合のあり方を含めた森林組合制度について、総合的に検討した上で、速やかに措置を講じていくこととしたい。</p>	<p>本年度末開始予定の森林・林業基本計画の見直しの中で検討した上で、速やかに措置を講じる。</p>	<p>農林水産省</p>